



その行為 犯罪です!

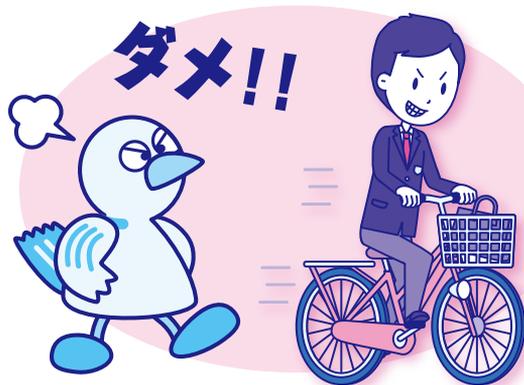
自転車を盗んだ場合



刑法235条「窃盗罪」

10年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

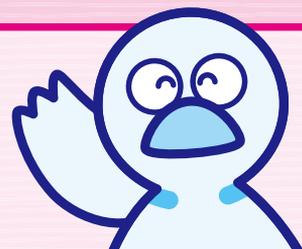
放置自転車などを勝手に持って行った場合



刑法254条「占有離脱物横領罪」

1年以下の懲役
又は
10万円以下の罰金

みんなの安心のために
社会のルールを守りましょう!



罪を犯せば、家族・友人など大切な人たちに
迷惑や心配をかけることになります。



「ちょっとそこまで借りるだけ」と、
軽い気持ちで他人の自転車に乗るのはやめましょう。